

千曲川流域下水道維持管理要綱

千曲川流域下水道水質保全要領

令和元年6月

長野県千曲川流域下水道事務所

長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村

目 次

長野県千曲川流域下水道維持管理手続等一覧	1 ~ 2
第1章 総 則	3
第1 目 的	
第2 適用範囲	
第3 使用計画の報告	
第2章 流域下水道への接続	3 ~ 4
第4 流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理	
第5 接続計画等の協議	
第6 接続の申請及び承認	
第7 接続工事の着手届の提出	
第8 接続工事の完了検査	
第3章 流域下水道の使用	4 ~ 5
第9 流域下水道供用開始の通知等	
第10 使用の承認	
第11 供用開始等の公示内容の報告	
第12 区域外流入の協議	
第13 水洗化等の実績報告	
第4章 事業場排水等に対する措置	5 ~ 7
第14 除害施設の設置等の基準等の制定に係る汚水排除基準	
第15 流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等の調査	
第16 除害施設の設置を義務づける条例等の事前協議	
第17 除害施設の設置等の指導	
第18 特定事業場等からの排出水の報告	
第19 特定施設等の設置等に係る通知	
第20 流域関連公共下水道の使用者に対する処分の通知	
第21 水質管理台帳の整備	
第22 特定事業場等監視義務	
第23 調査義務	
第24 監視体制の充実	
第5章 維持管理負担金	7 ~ 8
第25 維持管理負担金の納入及び算定期間	
第26 汚水排除量の報告	
第27 汚水排除量の算定方法	
第28 維持管理負担金の単価及び算定方法	
第29 維持管理負担金の納入方法	
第30 汚水排除量報告の確認等	
附 則	9
流域下水道接続管理基準	10 ~ 13
流域下水道接続協議指針	14 ~ 17
流域下水道接続工事完了検査等要領	18 ~ 22
流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準	23
流域下水道維持管理要綱フロー及び事業場排水対策フロー	24 ~ 25

千曲川流域下水道水質保全要領	50 ~ 54
事業場排水対策委員会設置規約	55 ~ 56
様式集(様式1~12)	26 ~ 49
維持管理業務に伴う施設使用協議書	} 極端 基準 関係 様式	12
施設使用協議書の回答様式		13
様式1(流域下水道使用計画報告書)	26
調査－A表(令和 年度大口・官庁接続計画調査)	27
調査－B表(令和 年度特定事業場計画調査)	28
様式1－2(流域下水道使用変更計画報告書)	29
様式2(公共下水道接続計画協議書)	30
様式2－1(公共下水道接続変更計画協議書)	31
様式2の回答様式	32
様式3(接続工事承認申請書)	33
様式3の回答様式	34
様式4(接続工事着手届)	35
様式5(接続工事完了届)	36
様式6(接続工事完了検査結果通知書)	37
様式7(流域下水道処理開始通知書)	38
様式8(流域下水道使用開始申請書)	39
様式8－1(供用開始区域内容報告書)	40
様式8－2(流域下水道使用変更申請書)	41
様式8の回答様式	42
様式9(供用(処理)開始の公示内容報告書)	43
様式10(区域外流入協議書)	44
様式10の回答様式	45
様式11(使用(処理)開始区域内の水洗化等完了実績報告書)	46
様式11－1(水洗化実績内容報告書)	47
様式12(令和 年度 期分汚水排除量報告書)	48
様式12－1(汚水排除量の内訳調書)	49

千曲川流域下水道維持管理要綱

長野県千曲川流域下水道維持管理手続等一覧

	表題	要旨	提出書類	提出ルート	提出時期	備考
第1章 総則	1 目的	適正な管理を図るため流域下水道への接続・使用等について定める				
	2 適用範囲	流域下水道を使用する流域関連公共下水道管理者及び流域下水道管理者に適用				
	3 使用計画の報告	流域下水道の使用計画を報告する	様式1	公→流	毎年4月末日まで	
第2章 流域下水道への接続	4 流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理	流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理は、「流域下水道接続管理基準」による				
	5 接続計画等の協議	接続を計画するときは、流域下水道管理者及び公共下水道管理者は、相互に協議する	様式2	公→流→公	流域下水道に接続を計画するとき	
	6 接続の申請及び承認	接続しようとするときは、箇所毎に申請し、承認を受ける	様式3	公→流→公	流域下水道に接続しようとするとき (工事着手の30日前まで)	
	7 接続工事の着手届の提出	接続工事に着手しようとするときは、届出る	様式4	公→流	接続工事に着手しようとするとき	
	8 接続工事の完了検査	1.接続工事が完了したときは、届出、検査を受ける 2.検査結果を通知する 3.検査は「流域下水道接続工事完了検査等要領」により行う	様式5 様式6	公→流 流→公	接続工事が完了したとき 接続工事の検査完了時	
第3章 流域下水道の使用	9 流域下水道供用(処理)開始の通知等	流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、処理場で汚水処理を開始しようとするときは通知する	様式7	流→公	流域下水道を供用開始しようとするとき	
	10 使用の承認	1.公共下水道管理者は、流域下水道を使用して汚水の処理を開始しようとするときは申請し、承認をうける 2.流域下水道管理者は、承認するときは、通知する	様式8	公→流→公	流域下水道を使用して汚水の処理を開始しようとするとき(公示日の15日前まで)	
	11 供用開始等の公示内容の報告	供用開始の公示をしたときは、公示の写しにより報告する	様式9	公→流	流域関連公共下水道の供用開始を公示したとき	
	12 区域外流入の協議	1.公共下水道管理者は区域外流入を許可しようとするときは、協議する 2.流域下水道管理者は、前項の協議に対し回答する	様式10	公→流→公	区域外流入を許可しようとするとき	
	13 水洗化等の実績報告	公示区域内の水洗化等の完了した年度毎の実績について報告する	様式11	公→流	毎年4月末日まで	
第4章 事業場排水等に対する措置	14 除害施設の設置等の基準等の制定に係る汚水排除基準	公共下水道管理者は、条例で除害施設の設置等の基準等を定める場合は、「流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準」によるものとする				
	15 流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等の調査	1.流域下水道管理者は、汚水の水質、水量等を調査し報告する 2.公共下水道管理者は、前項の結果に異常がある場合は調査し報告する	任意様式 任意様式	流→公 公→流		
	16 除害施設の設置を義務づける条例等の事前協議	公共下水道管理者は、除害施設の設置等の基準等の条例を定めようとするときは、事前に流域下水道管理者と協議する		公→流→公		
	17 除害施設の設置等の指導	公共下水道管理者は、事業場に対して除害施設の設置及び適正な管理について指導・監督をおこなう				水質保全要領第4
	18 特定事業場からの排出水の報告	1.公共下水道管理者は、特定事業場及び別に定める事業場から排除される汚水の水質について調査し、報告する 2.前項について、年次実施計画を報告する	要領様式第1号 要領様式第2号	公→流 公→流	調査した月の翌月の末日まで 毎年4月末日まで	水質保全要領第5 水質保全要領第6
	19 特定施設等の設置等に係る通知	公共下水道管理者は、特定事業場以外の事業場に対し除害施設及び除害施設必要施設の設置についての届出をするよう指導し、届出を受理したときは、通知する	任意様式	公→流	除害施設必要施設の届出を受理した日から20日以内	
	20 流域関連公共下水道の使用者に対する処分の通知	法第37条の2又は法第38条による命令等で流域下水道の維持管理に関するものを行ったとき、通知する	任意様式	公→流	速やかに	水質保全要領第7
	21 水質管理台帳の整備	公共下水道管理者は、水質管理台帳を整備し水質検査結果及び指導事項等を記載しておく	任意様式			
	22 特定事業場等監視義務	公共下水道管理者は、事業場に対し汚水の水質検査をする 公共下水道管理者は、汚水の水質が汚水排除基準を超えるおそれがあると認めたとき適切な措置を講じる				
	23 調査義務	公共下水道管理者は、流域下水道管理者から要請があった場合、必要な調査を行う 流域下水道管理者は、必要に応じて調査に協力する				
	24 監視体制の充実	公共下水道管理者並びに流域下水道管理者は相互に協力して監視体制の充実を図る				水質保全要領第3(事業場排水対策委員会)
第5章 維持管理負担金	25 維持管理負担金の納入及び算定期間	公共下水道管理者は、汚水排除量に応じ、維持管理負担金を納入する				
	26 汚水排除量の報告	1.公共下水道管理者は、汚水排除量を報告する 2.異動時は翌月報告する	様式12	公→流	偶数月の5日まで	年6回
	27 汚水排除量の算定期間	公共下水道管理者は、要綱に定める方法により汚水排除量を算定する				
	28 維持管理負担金の単価及び算定期間	維持管理負担金の単価は協定により定めた金額とする				
	29 維持管理負担金の納入方法	公共下水道管理者は、各期毎の維持管理負担金を期限までに納入する				
	30 汚水排除量報告の確認等	流域下水道管理者は、汚水排除量の報告内容について、公共下水道管理者に関係書類を求め、確認ができる				

注：1 提出ルート欄の表記の凡例は次のとおりとし、提出先は矢印の方向で示している。
 「流」・・・流域下水道管理者
 「公」・・・公共下水道管理者

千曲川流域下水道維持管理要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、千曲川流域下水道（以下「流域下水道」という。）の適正な維持管理を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令の定めるもののほか、流域下水道への接続及び流域

下水道の使用等の取扱いについて定めることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、流域下水道を使用する流域関連公共下水道管理者（以下「公共下水道管理者」という。）及び流域下水道管理者に適用する。

第3 使用計画の報告

公共下水道管理者は、流域下水道を使用する年度別計画を定め「様式1」により毎年度の4月末日までに流域下水道管理者に報告しなければならない。報告した年度別計画を変更しようとするときは、「様式1-2」により報告しなければならない。

第2章 流域下水道への接続

第4 流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理

流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理は、「流域下水道接続管理基準」に定めるところによらなければならない。

第5 接続計画等の協議

流域下水道に流域関連公共下水道の接続を計画しようとするときは、あらかじめ接続計画等を定め「様式2」により流域下水道管理者及び公共下水道管理者は、相互に協議するものとする。協議した事項を変更しようとするときは、「様式2-1」により協議するものとする。

第6 接続の申請及び承認

- 1 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を流域下水道に接続しようとするときは、当該接続工事に着手しようとする日の30日前までに「様式3」により接続しようとする箇所毎に流域下水道管理者に申請し、その工事内容について承認を受けなければならない。承認を受けた内容の変更をしようとするときも、同様とする。
- 2 流域下水道管理者は、前項の申請を受理した場合において、当該工事内容が第4の規定による「流域下水道接続管理基準」に適合し、第5の規定による協議の完了したものであると認めたときは、速やかにその旨を公共下水道管理者に通知するものとする。

第7 接続工事の着手届の提出

公共下水道管理者は、接続工事に着手しようとするときは「様式4」により流域下水道管理者に届出しなければならない。

第8 接続工事の完了検査

- 1 公共下水道管理者は、接続工事が完了したときは、遅滞なく「様式5」により流域下水道管理者に届出し、流域下水道管理者の指定した職員による検査等を受けなければならない。
- 2 流域下水道管理者は、前項の検査等の結果、工事の内容を確認したときは、その結果を「様式6」により公共下水道管理者に通知するものとする。
- 3 検査等は、「流域下水道接続工事完了検査等要領」により行うものとする。

第3章 流域下水道の使用

第9 流域下水道供用開始の通知等

流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、又は終末処理場により汚水の処理を開始しようとするときは、法第25条の14の規定により、供用開始等に係る区域の公共下水道管理者に「様式7」により通知するものとする。

第10 使用の承認

- 1 公共下水道管理者は、流域下水道を使用して汚水の処理を開始しようとするときは、当該汚水を処理すべき区域について、法第9条第2項の規定による公示をする日から起算して15日前までに「様式8」により流域下水道管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときは、「様式8-2」により申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 流域下水道管理者は、前項の承認をするときは、その旨を当該公共下水道管理者に通知するものとする。

第11 供用開始等の公示内容の報告

公共下水道管理者は、法第9条第2項の規定により流域関連公共下水道の供用開始の公示をしたときは、速やかに当該公示の写を「様式9」により流域下水道管理者に報告しなければならない。

第12 区域外流入の協議

- 1 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の処理区域外の者に対し、法第24条第1項第3号の規定により流域関連公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ「様式10」により流域下水道管理者に協議しなければならない。
- 2 流域下水道管理者は、前項の協議に対し公共下水道管理者に回答するものとする。

第13 水洗化等の実績報告

公共下水道管理者は、公示区域内の水洗化等の完了した年度毎の実績について、翌年度の4月末日までに「様式11」により流域下水道管理者に報告しなければならない。

第4章 事業場排水等に対する措置

第14 除害施設の設置等の基準等の制定に係る汚水排除基準

- 1 法第12条第1項及び第12条の11第1項の規定により、流域関連公共下水道において除害施設の設置等の基準を条例で定める場合は、「流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準」によるものとする。
- 2 法第12条の2第3項の規定により、流域関連公共下水道において特定事業場に係る下水の排除の制限を条例で定める場合は、「流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準」によるものとする。

第15 流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等の調査

- 1 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等について別に定めるところにより調査し、公共下水道管理者に報告するものとする。
- 2 公共下水道管理者は、前項の調査により異常な結果が測定された場合は、速やかに原因を調査し、その結果を流域下水道管理者に報告しなければならない。

第16 除害施設の設置を義務付ける条例等の事前協議

公共下水道管理者は、法第12条第1項及び第12条の11第1項の規定による除害施設の設置等を義務付ける条例又は法第12条の2第3項の規定による特定事業場に係る下水の排除の制限の条例を定めようとするときは、事前に流域下水道管理者と協議するものとする。当該条例を改正しようとするときも、同様とする。

第17 除害施設の設置等の指導

公共下水道管理者は、汚水排除基準に適合しない汚水が流域関連公共下水道に排除されることを防止するため、事業場に対して除害施設の設置及び適正な管理について指導及び監督を行わなければならない。

第18 特定事業場等からの排出水の報告

- 1 公共下水道管理者は、特定事業場及び別に定める事業場から流域関連公共下水道へ排除される汚水の水質について、別に定めるところにより調査し、その結果を調査した月の翌月の末日までに、流域下水道管理者に報告しなければならない。
- 2 公共下水道管理者は、前項の調査について年間の実施計画を定め、毎年4月末日までに流域下水道管理者に報告しなければならない。

第19 特定施設等の設置等に係る通知

- 1 公共下水道管理者の法第12条の10の規定による通知は、20日以内とする。
- 2 公共下水道管理者は、特定事業場以外の事業場から「流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準」に適合しない汚水を流域関連公共下水道に排除する原因となる施設（以下「除害施設必要施設」という。）を当該事業場に設置しようとする者又は、その設置者に対し、除害施設及び除害施設必要施設の設置についての届出をするよう指導し、その届出を受理したときは、受理した日から起算して20日以内に、流域下水道管理者に通知しなければならない。

第20 流域関連公共下水道の使用者に対する処分の通知

公共下水道管理者は、法第37条の2又は第38条の規定による命令等で、流域下水道の維持管理に関するものを行ったときは、速やかに流域下水道管理者に通知しなければならない。

第21 水質管理台帳の整備

公共下水道管理者は、事業場の実態を常時把握するとともに、水質管理台帳を作成し、水質検査結果及び指導事項等を記載しておかなければならぬ。

第22 特定事業場等監視義務

- 1 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を使用している事業場に対し、別に定める頻度により計画的にます又は事業所の排水口における汚水の水質検査をしなければならない。
- 2 公共下水道管理者は、前項の検査の結果、当該汚水の水質が汚水排除基準を超えるおそれがあると認めたときには、直ちに事業場の排水の系統毎の排水口における水質検査を行うとともに、除害施設の稼働状況及び水質測定の履行状況等を調査し、必要があるときは、法第37条の2又は法第38条の規定による命令等を行うなど、適切な措置を講じなければならない。

第23 調査義務

公共下水道管理者は、流域下水道管理者から要請があった場合は、次に掲げる調査を行わなければならない。

なお、流域下水道管理者は、必要に応じてその調査に協力するものとする。

- (1) 特定事業場又は除害施設必要施設を設置する事業場から流域関連公共下水道へ排除される汚水についての調査
- (2) 異常水質に関する追跡調査
- (3) 流域下水道に流入する汚水量に関する調査
- (4) その他流域下水道管理者が必要とする調査

第24 監視体制の充実

公共下水道管理者並びに流域下水道管理者は、事業場から流域関連公共下水道に排除される汚水の水質規制及び水質の実態の把握監視等並びに雨水、不明水等の異常流入など異常時の対策等について相互に協議して体制の充実を図るよう努めるものとする。

第5章 維持管理負担金

第25 維持管理負担金の納入及び算定期間

- 1 流域下水道を使用する公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の使用者が排除した汚水量（以下「汚水排除量」という。）に応じ、維持管理負担金を納入しなければならない。
- 2 維持管理負担金は、年間6期毎に納入するものとし、維持管理負担金の算定基礎となる流域関連公共下水道に排除された期毎の汚水排除量は、それぞれ次表に定める算定期間に相当する間における量とする。

なお、細部については、流域下水道管理者と公共下水道管理者が協議して定める。

区 分	算 定 期 間	
第1期	2月	3月
第2期	4月	5月
第3期	6月	7月
第4期	8月	9月
第5期	10月	11月
第6期	12月	1月

第26 汚水排除量の報告

- 1 公共下水道管理者は、汚水排除量を「様式12」により次表に定める期限までに流域下水道管理者に報告しなければならない。

区 分	汚水排除量報告期限	
第1期	4月	5日
第2期	6月	5日
第3期	8月	5日
第4期	10月	5日
第5期	12月	5日
第6期	2月	5日

- 2 前項による報告に変動等があった場合には、次期報告時に調整のうえ流域下水道管理者に報告しなければならない。

第27 汚水排除量の算定方法

公共下水道管理者は、使用者が流域関連公共下水道へ排除する汚水量を次の各号に定める方法により算定する。

- (1) 使用者が水道水を使用している場合は、当該水道の使用水量とする。
- (2) 使用者が水道以外の水を使用している場合は、原則として計量により認定した水量とする。ただし、計量することが困難な場合は、公共下水道管理者が認定した水量とする。
- (3) 使用する水量が流域関連公共下水道へ排除する汚水量と著しく異なる場合は、使用者からの申告により公共下水道管理者が認定した水量とする。
- (4) 使用者が温泉水を使用している場合は、使用者からの申告により公共下水道管理者が認定した水量とする。

第28 維持管理負担金の単価及び算定方法

- 1 維持管理負担金の単価は、別に流域下水道管理者と公共下水道管理者が協定により定めた金額とする。
- 2 維持管理負担金の算定方法は、汚水排除量に維持管理負担金単価を乗じて算定する。

第29 維持管理負担金の納入方法

- 1 公共下水道管理者は、期毎の維持管理負担金を次表に定める期限までに納入しなければならない。

区分	維持管理負担金納入期限
第1期	4月 25日
第2期	6月 25日
第3期	8月 25日
第4期	10月 25日
第5期	12月 25日
第6期	2月 25日

- 2 前項による維持管理負担金の納入方法は、申告納付とする。

第30 汚水排除量報告の確認等

流域下水道管理者は、第26の規定による汚水排除量の報告内容について、公共下水道管理者に関係書類の提出を求め、確認することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 千曲川流域下水道下流処理区維持管理要綱及び千曲川流域下水道上流処理区維持管理要綱は、平成12年12月31日をもって廃止する。
- 2 この要綱は、平成13年1月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成23年2月18日から適用する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年6月1日から適用する。

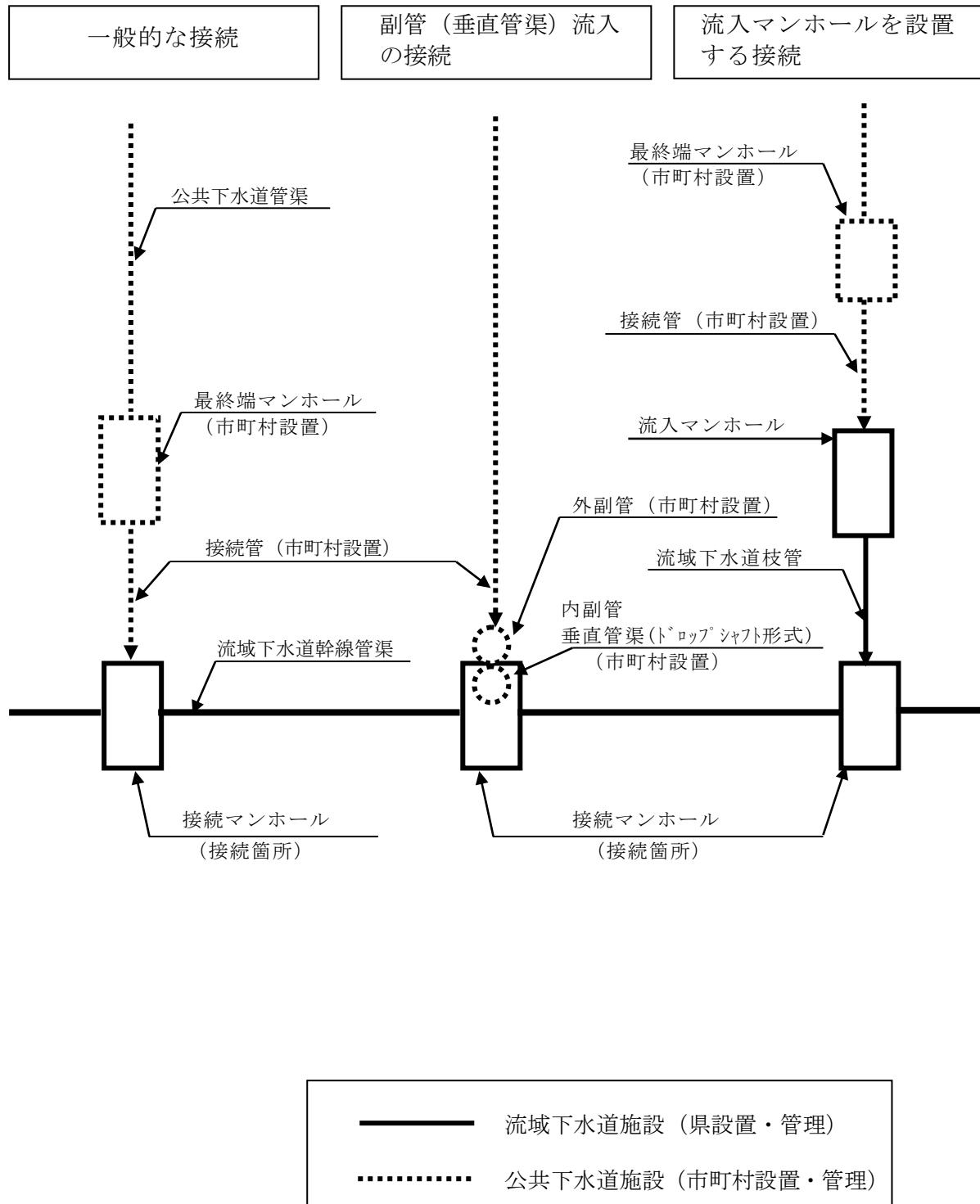
流域下水道接続管理基準

要綱第4に規定する流域下水道接続基準は、次のとおりとする。

- 1 流域下水道幹線管渠（流域管）～公共下水道管渠（公共管）を接続する箇所は、流域下水道管理者が指定する箇所の接続マンホール又は流入マンホールとすること。
 - 2 公共管の最終端には、必ずマンホール（最終端マンホール）を設置すること。
 - 3 接続マンホール又は、流入マンホールへ公共管を接続する接続管の構造は次のとおりとすること。
 - (1) 接続管の大きさは、流域下水道計画に整合した当該処理分区の計画下水量を流下させ得るものとし、流入マンホールに接続する場合の管径及び勾配は流域下水道枝管と同一とすること。
 - (2) 接続マンホールへの接続は管頂接合を原則とし、落差を生じる場合は副管流入構造、垂直管渠（ドロップシャフト形式）流入構造とすること。
 - (3) 流入マンホールに接続する場合の接続管の高さは、流域下水道枝管と同じ高さとすること。（例えば管頂接合、副管流入構造等が該当する）
 - (4) 接続管の延長は、流速分布を正常とするため接続管の口径の10倍以上とし、その形状は直管とする。
 - 4 流域下水道管理者が前各号の基準によることが困難であると認める接続箇所については、前各号の基準にかかわらず、流域下水道管理者と公共下水道管理者との協議により構造を決定するものとする。
 - 5 公共下水道流入のために設ける副管、垂直管渠（ドロップシャフト形式）は公共下水道管理者の財産とし、公共下水道管理者が維持管理を行わなければならない。
 - 6 流域下水道管理者及び公共下水道管理者は、維持管理のため相互に施設を立ち入り使用する場合はあらかじめ別紙「維持管理業務に伴う施設使用協議書」により協議するものとする。

- 注：1) 接続マンホールとは、流域下水道管理者が指定した接続箇所の流域管のマンホールをいう。
- 2) 流入マンホールとは、流域管へ公共管を接続させるために専用に設置するマンホールをいう。（設置は流域下水道管理者が行う）
- 3) 流域下水道枝管とは、流入マンホールと接続マンホールをつなぐ管渠をいう。
- 4) 以上を図で示すと次ページの「接続模式図」のようになる。

接続模式図



(別紙)

維持管理業務に伴う施設使用協議書

第 号

令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

(市町村長)

(長野市上下水道事業管理者)

市町村長

長野市上下水道事業管理者

(長野県千曲川流域下水道事務所長)

このことについて、下記のとおり協議します。

記

接続幹線、箇所番号		幹線	接続箇所番号
接 続 箇 所 地 名		市町村大字	字
維持管理業務の内容等	目 的		
	期 間		
	施工業者	現場責任者	電話
	緊急連絡	管理者 施工業者	課 担当 担当

課 氏名 電話 FAX	係 (課長) 氏名 (担当)
----------------------	-------------------------

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
長野市上下水道事業管理者 様
(長野県千曲川流域下水道事務所長)

長野県千曲川流域下水道事務所長
(市町村長)
(長野市上下水道事業管理者)

維持管理業務に伴う施設使用について（回答）

令和 年 月 日付け 第 号により協議のありましたこのことについては、同意します。（下記条件を付して）

課 係	
氏 名（課長）	氏 名（担当）
電話	
FAX	

流域下水道接続協議指針

1. 目的

この指針は、維持管理要綱における「流域下水道接続管理基準」の細目について定めることを目的とする。

2. 平面計画について

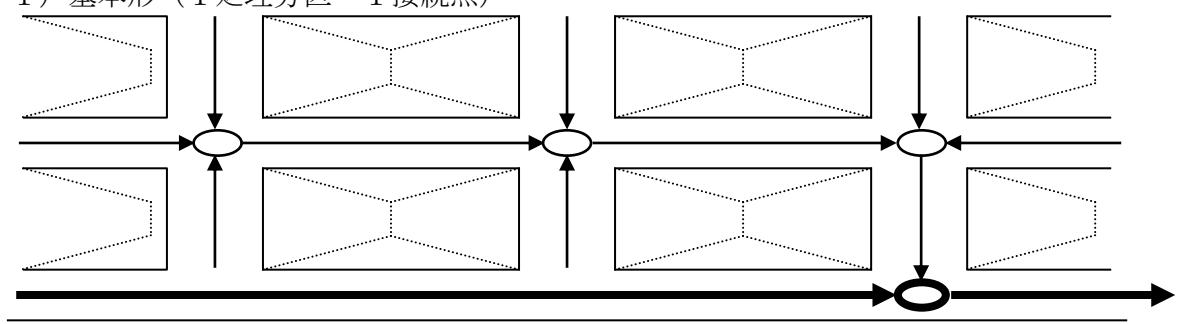
- (1) 1処理分区 N接続点方式※は、下記について検討のうえ経済的な計画とする。

- 1) 極力並行管を廃する。
- 2) 公共下水道管渠（公共管）の管径を小さくする。
- 3) 流域下水道幹線管渠（流域管）、公共管の土被りを浅くする。
- 4) マンホールポンプを減らす。
- 5) 上流へ向かう「逆進性」を解消する。
- 6) 流域管の施工にあわせ、周辺地区の段階的な供用を図る。

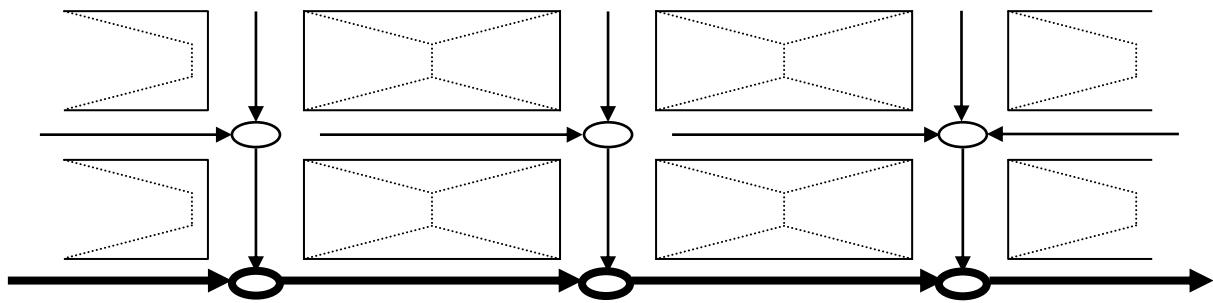
※ N接続点方式：1処理分区に2以上の接続点を設ける方式

- (2) 比較検討にあたっては維持管理も考慮し、むやみに接続点を増やさない。

- 1) 基本形（1処理分区 1接続点）



- 2) (1) 1) ~ 6) に該当する場合（1処理分区 N接続点）



流域下水道施設
(流域管、県管理)



公共下水道施設
(公共管、市町村管理)

3. 縦断計画

- (1) 管頂接合を原則とし、60cm以上の落差を生じる場合は副管流入構造、垂直管渠（ドロップシャフト形式）流入構造とし、構造の選定は「副管選定フロー」による。
- (2) やむを得ず流域管と公共管が併設、交差する場合は、離隔を30cm以上確保する。

4. マンホール構造について

- (1) 副管流入構造、垂直管渠（ドロップシャフト形式）流入構造の流入は1方向を原則とし、状況によりマンホール及び前後の流域管内部の防食を施工する。
- (2) 流域管内及びマンホール内流路（インバート）への汚水の垂直落下は認めない。

- (3) 流域管直上への公共下水道マンホールの設置は、原則として認めない。
- (4) 外副管構造において、落差の大きい場合、流入管渠勾配の大きい場合は極力飛散防止管を設置する。
- (5) 内副管、飛散防止管、垂直管渠（ドロップシャフト形式）がマンホール内を横断する場合、その位置は昇降に支障のない位置とし、流入管の構造は設計流量による荷重に耐えうる構造とする。
- (6) 維持管理を考慮し、インバート上部は人が立てるだけの空間を確保する（本管径が小さいとき、流路をまたぐ構造も可とする）。必要な空間が確保できない場合は、屈む場合等を想定して足掛け金具の他取っ手等の設置を検討する。
- (7) 垂直管渠（ドロップシャフト形式）流入部、内副管・飛散防止管清掃用キャップの保守点検にあたり、設置位置が作業基面（インバート上部、中床板）より高い場合は、保守点検用の足掛け金具を設置する。
- (8) 異物等の流入に備え、最終端マンホールへしさカゴの設置を原則とし、その設置について接続計画協議時に協議すること。

5. 割込マンホールについて

- (1) シールド工法等でマンホール間の距離が長い場合、接続に際して経済的に有利であれば、流域管に割込マンホールを設けることができる。

6. 接続工事について

- (1) 公共管の接続工事は、流域管と同時施工を原則とする。
- (2) 面整備の都合により、流域管工事が先行する場合も副管構造、マンホールサイズ、中床版の穴あけ、足掛け金具の設置位置について十分調整を行い、外副管構造の場合は副管の立ち上がりまでを同時に施工する。

7. 費用負担について

- (1) 費用負担は以下による。 ※ MH：マンホール

		流域	公共
設計費用	流域下水道が先行	<input type="radio"/> (接続構造を含む)	
	流域下水道と公共下水道が同時	<input type="radio"/> (流域MHのみ)	<input type="radio"/> (接続構造のみ)
	公共下水道が先行		<input type="radio"/> (流域MHを含む)
副管（飛散防止管を含む）工事費			<input type="radio"/>
副管構造に起因する流域下水道MHの変更に要する費用		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (既設MHの改造)
割込MH	流域管と同時施工	<input type="radio"/>	
	流域管竣工後に施工 (流域管の維持管理上)	<input type="radio"/> (必要な場合)	<input type="radio"/> (不要の場合)

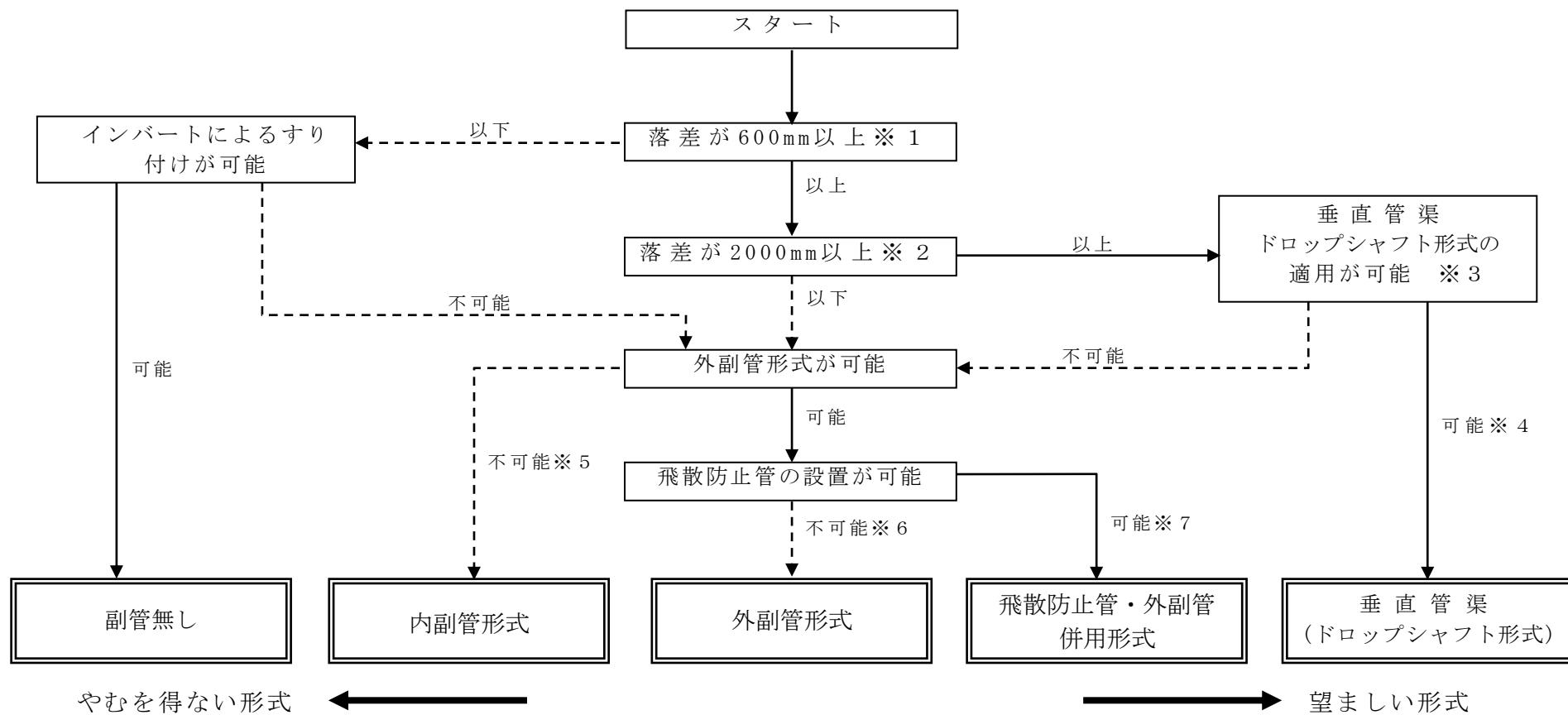
8. 接続の手続きについて

- (1) 協議書類について
 - 1) 接続箇所番号（マンホール番号）は、平成11年度以降のマンホール番号に統一する。
 - 2) 着手予定年月日、完了予定年月日については、無理のない工期を設定する。
- (2) 協議図面について
 - 1) マンホール番号は平成11年度以降の番号に統一する。
 - 2) マンホール構造図は必ず添付すること。必要に応じて副管、インバートの詳細図も添付する。

9. 下水道台帳について

- (1) 下水道台帳には接続位置、構造を明記する。
- (2) 既設の流域下水道マンホールに新たに接続した場合は、公共下水道管理者の負担により下水道台帳の修正を行う。

副 管 選 定 フ ロ 一



- ※ 1. 管頂接合であっても、落差が60cm以上であれば副管構造とする。
 - ※ 2. 2000mm未満であっても施工誤差により2000mmを越える恐れがある場合はドロップシャフト形式を検討する。
 - ※ 3. 「らせん案内路式ドロップシャフトに関する設計資料（（財）下水道新技術推進機構）」による（設計流量・ドロップシャフト径・落差）。また、設計資料に適合しない場合も別途検討を行い、可能であればドロップシャフト形式を採用する。
 - ※ 4. 流入管の口径が200mm以下で、流入量がきわめて少ない場合は副管形式とすることができる。
 - ※ 5. 流域下水道マンホールが既設の場合、現場条件により必要な立坑が確保できない場合等。
 - ※ 6. 現場条件などにより、マンホール内の作業空間が確保できなくなる場合等。
 - ※ 7. 流入管の口径が200mm以下で、落差が1000mm以下の場合、飛散防止管を省略することができる。

流域下水道接続工事完了検査等要領

(総 則)

第1条 この要領は、千曲川流域下水道維持管理要綱（以下「要綱」という。）第2章第8に規定する接続工事の完了検査に関し必要な事項を定め、長野県千曲川流域下水道への適切な接続の確保を図るものとする。

(検査等の実施)

第2条 流域下水道管理者は、接続工事が要綱第2章第6の2に基づく接続の承認（以下「接続承認」という。）の内容に適合しているかを確認するため、「完了検査」、「出来形確認」、「段階確認」（以下「検査等」という。）を行うものとする。なお、「出来形確認」は、流域下水道管理者が必要ないと認めたときは、実施しないことができる。

- 2 検査等の実施については、接続承認時にその旨を条件に付して通知するものとする。
- 3 検査等は完了検査員が行い、接続承認の担当者が立ち会うものとする。

(完了検査)

第3条 完了検査は、接続工事の完了届の提出を受け行うものとし、完了届時に提出された書類を検査書類として、確認を行うものとする。

- 2 完了届時に提出する書類は、完了届の他に以下の書類とする。
 - (1) 公共下水道管理者が実施したしゅん工検査結果の写し
 - (2) 着手前及び完了写真、接続位置が確認できる写真、施工状況写真等の工事写真
 - (3) 出来形展開図（接続工事承認申請時の提出図面を朱書きしたもの）
 - (4) その他に流域下水道管理者が必要と認めたもの

(出来形確認)

第4条 出来形確認は、完成した接続構造物の品質、規格、寸法及び接続状況等を現地で確認するものとする。

- 2 原則、公共下水道管理者が実施するしゅん工検査の現場検査に臨場して行うこととするが、これにより難い場合は、両者の協議によるものとする。

(段階確認)

第5条 段階確認は、工事完了時に重要な接続部分が不可視となる恐れがあり、管渠の穿孔または管接続等の施工時の状況を確認する必要がある場合に、現場で確認するものとする。

- 2 段階確認の実施を必要とする接続は、以下のとおりとする。
 - (1) 公共下水道管理者が設置する割込マンホールまたはそのマンホールへの接続
 - (2) その他に流域下水道管理者が必要と認めたとき

(完了検査員の指定)

第6条 流域下水道管理者は、接続承認時に技術の係長級以上の職にある者から完了検査員を指定するものとする。

(検査結果の復命等)

第7条 完了検査員は、検査等を行ったときは「別紙様式1 完了検査復命書」により、流域下水道管理者に復命するものとする。

2 流域下水道管理者は、前項の復命を受けたときは、その結果を公共下水道管理者に通知するものとする。

(検査の合格基準)

第8条 接続工事が接続承認の内容に適合しているかの判断基準（以下「合格基準」という。）は、以下によるものとし、これらの合格基準をすべて満足しているときは、検査結果を合格とする。

- (1) 接続承認したときの品質、構造及び寸法であること
- (2) 下水流下に関する水理及び維持管理に支障がない構造及び機能であること
- (3) その他に流域下水道管理者が必要と認めた基準

(検査等の準備)

第9条 出来形確認及び段階確認における、品質や寸法等を測る測定器具（巻尺、箱尺等）の用意及び下水道施設に立ち入る準備（換気、交通誘導等）は、公共下水道管理者が行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 「流域関連公共下水道の接続工事の完了検査について（平成22年1月10日適用）」は平成22年9月30日をもって廃止する。
- 2 この要領は、平成22年10月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年2月18日から施行する。
- 4 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

完了検査復命書

令和 年(年)月 日

千曲川流域下水道事務所長 様

完了検査員
 所 属 千曲川流域下水道事務所
 職 名
 氏 名 印

下記のとおり検査しました。

記

接続箇所番号			
接続幹線名			
接続箇所地名			
接続工事承認番号	令和 年 月 日	千流第 号	
工事着手完了年月日	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
完了届提出年月日	令和 年 月 日		
出来形確認年月日	令和 年 月 日	段階確認年月日	令和 年 月 日
出来形確認申請者側立会者			段階確認申請者側立会者
出来形確認結果			段階確認結果
検査年月日	令和 年 月 日		
検査結果			
接続工事申請者			
検査立会者	印		

注： 出来形確認、段階確認を実施したときは、各欄にその内容を記入すること。

完了検査復命書

令和元年(2019年) 6月14日

千曲川流域下水道事務所長 様

完了検査員
 所 属 千曲川流域下水道事務所
 職 名 計画調査課長
 氏 名 管理 太郎 印

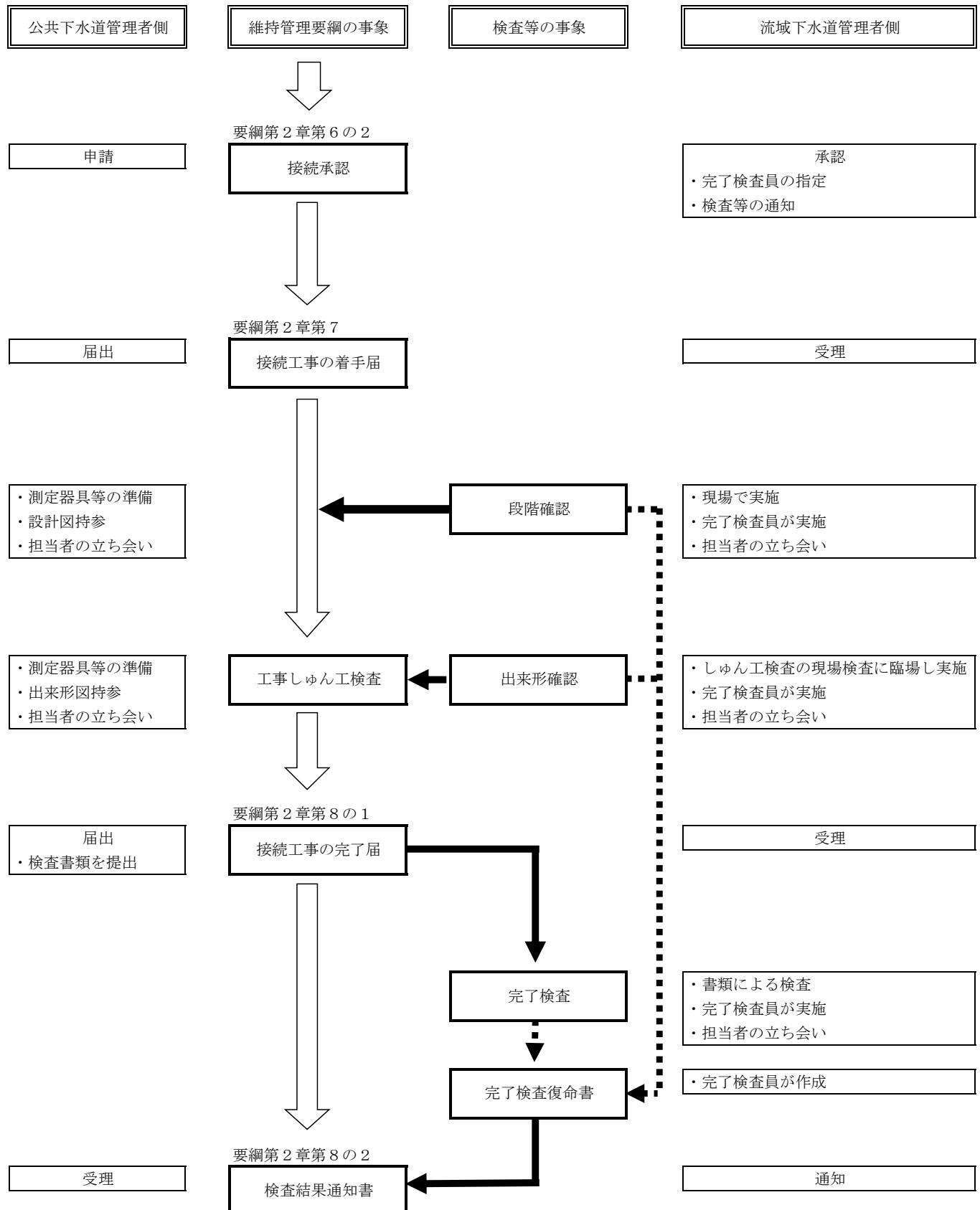
下記のとおり検査しました。

記

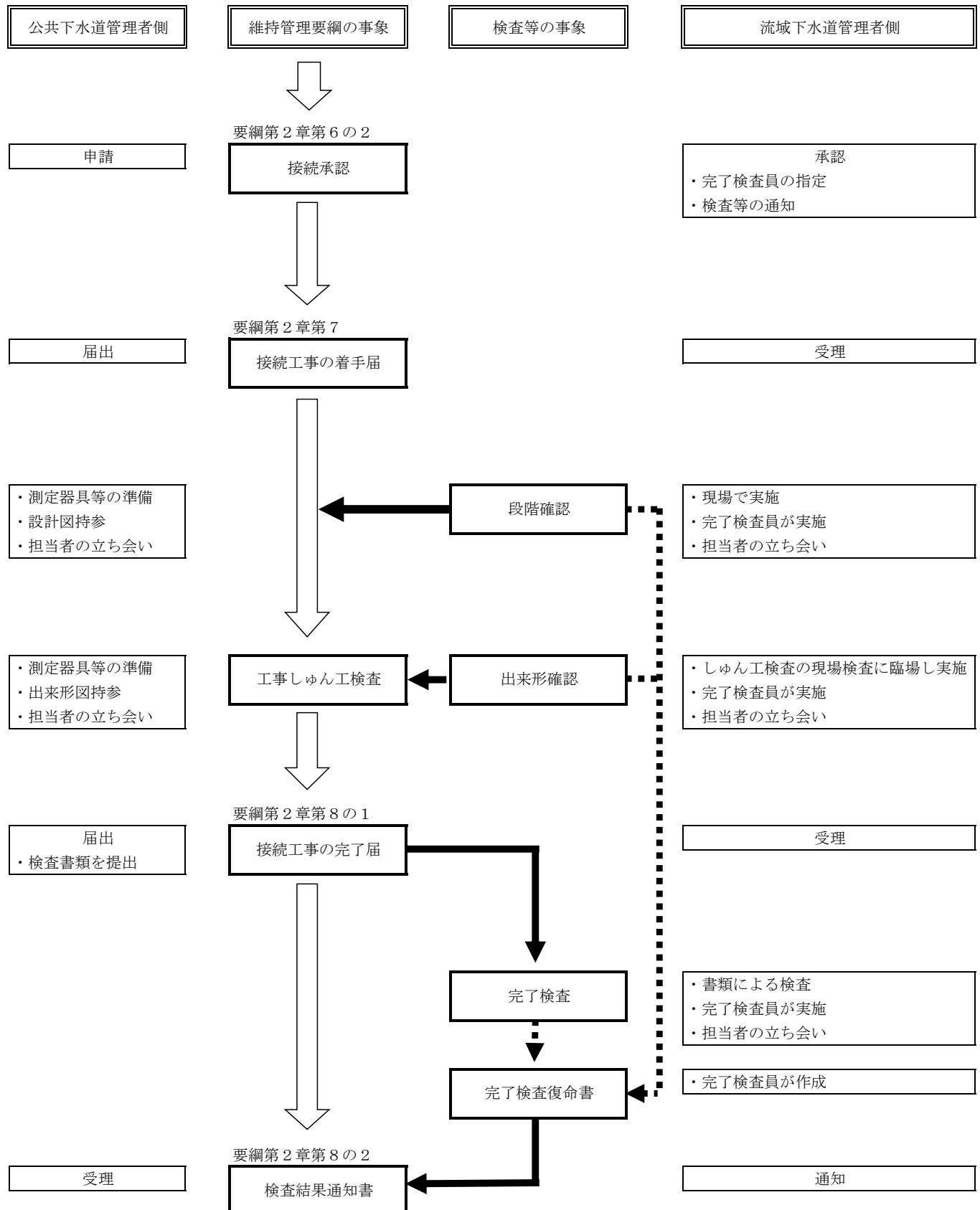
接続箇所番号	接10-1		
接続幹線名	千曲川幹線		
接続箇所地名	長野市篠ノ井合戦場		
接続工事承認番号	令和元年 5月 10日 元千流第30号		
工事着手完了年月日	令和元年 5月 17日 ~ 令和元年 5月 31日		
完了届提出年月日	令和元年 6月 5日		
出来形確認年月日	令和元年 6月 7日	段階確認年月日	令和元年 6月 3日
出来形確認申請者側立会者	長野 市太郎	段階確認申請者側立会者	長野 市子
出来形確認結果	問題なし	段階確認結果	問題なし
検査年月日	令和元年 6月 12日		
検査結果	合格		
接続工事申請者	長野市上下水道事業管理者		
検査立会者	工事 太郎 印		

注： 出来形確認、段階確認を実施したときは、各欄にその内容を記入すること。

接続工事完了検査等のフロー



接続工事完了検査等のフロー

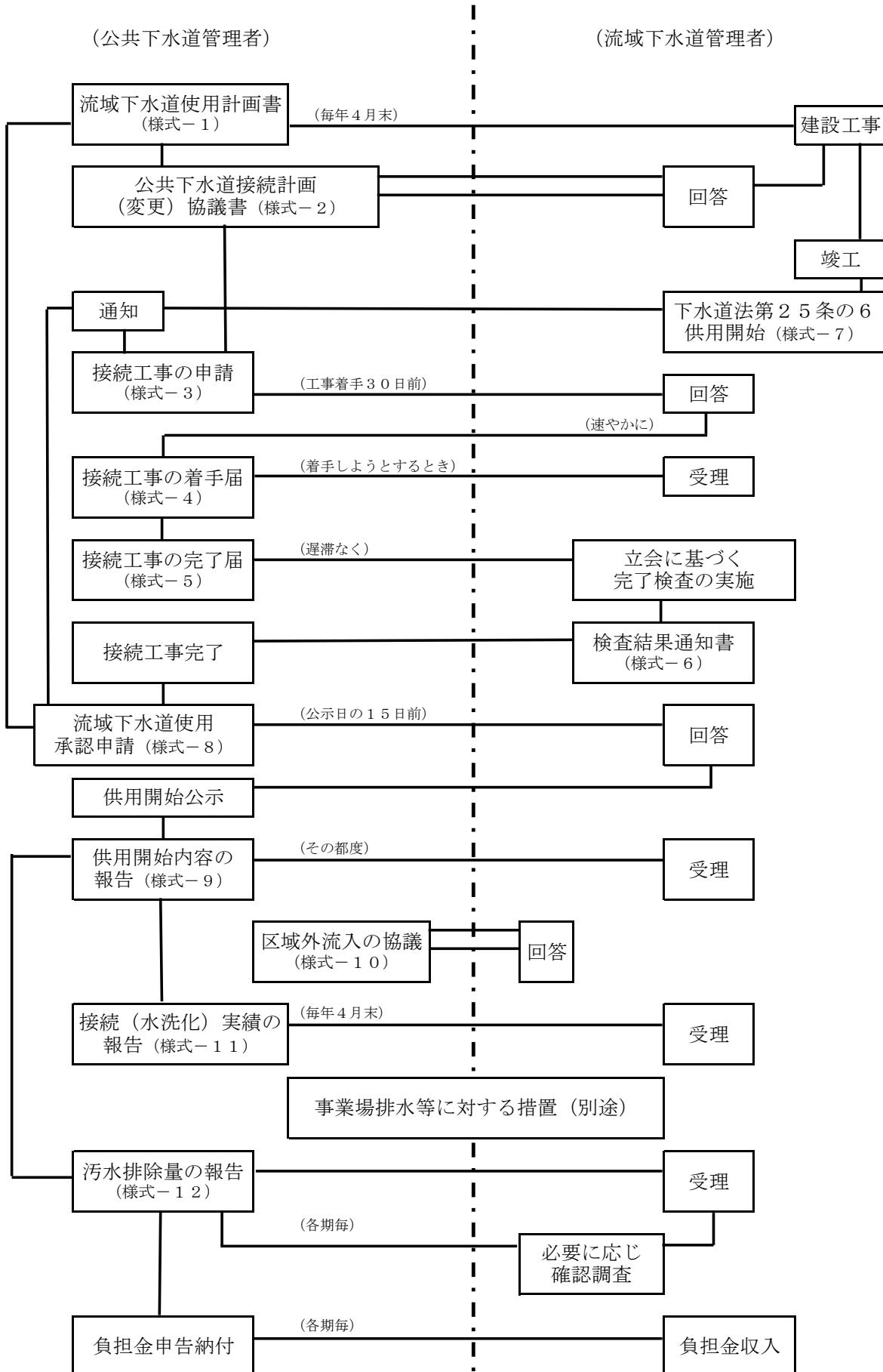


流域下水道の計画処理区域内における汚水排除基準

項目	単位	許容限度	
下水道法施行令第9条第1項又は第9条の5第1項に掲げる項目			
温度	°C	45	
水素イオン濃度 (pH)		5~9	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	600	
浮遊物質量 (SS)	mg/l	600	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	mg/l	5
	動植物油脂類含有量	mg/l	30
沃素消費量	mg/l	220	
下水道法施行令第9条の10各号に掲げる区分に応じた基準			
千曲川流域下水道下流・上流処理区終末処理場の排水基準（別途）			

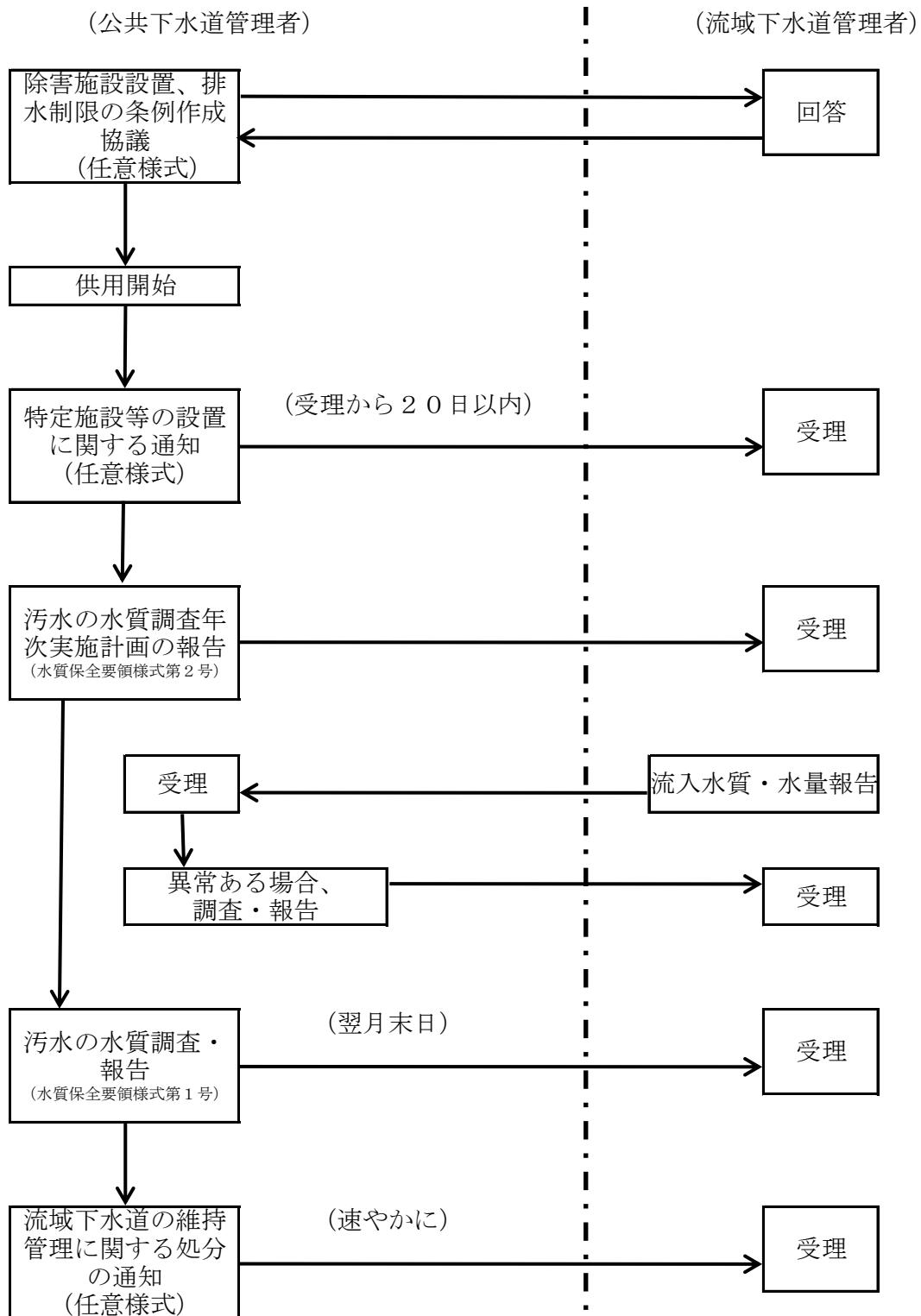
流域下水道維持管理要綱フロー

参考フロー



流域下水道事業場排水対策フロー

参考フロー



樣 式 集 (樣 式 1 ~ 1 2)

様式1（第3関係）

流域下水道使用計画報告書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり報告します。

記

年 度 别 計 画		年度	年度	年度	年度	年度
計画処理面積 (ha)						
計画処理人口 (人)						
計 画 汚 水 量 m^3 /日	家庭汚水	日平均				
	事業場汚水	日平均				
	地 下 水	日平均				
	計	日平均				

注：1 調査－A表、B表及び区域図（縮尺：1/10,000程度）を添付すること。

図の色塗については、次によること。

前々年度・・黒 前年度・・黄 今年度・・赤 次年度・・緑

全体計画・・桃

2 過去2ヶ年分の実績と当年度以降3ヶ年分の計画の、5ヶ年分を記載のこと。

3 月別の積上げ等により算出し、その根拠資料は各市町村で保管のこと。

課 氏名 電話 FAX	係 (課長)	課 氏名 (担当)
----------------------	-----------	-----------------

調査－A表 令和 年度千曲川流域下水道 流処理区接続計画資料

令和 年度 大口・官庁接続計画調査

市町村名 :

	名 称	管 轄	窓 口	TEL	供用年度	接続年度	平成 年度 の接続時期	確認の有無	平成 年度以降 の接続予定時期
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
大口・官庁		県・市町村・民間							
	大口計 件	県計 件	市町村計 件						
	官庁計 件	県計 件	市町村計 件						
	合 計 件	県計 件	市町村計 件						

注：1 供用開始区域内の全ての対象について記入して下さい。

2 接続済みの大口・官庁についても記載して下さい。

令和 年度 特定事業場計画調査

市町村名：

注： 供用開始区域内の全ての対象について記載して下さい。

様式1－2（第3関係）

流域下水道使用変更計画報告書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり報告します。

記

年 度 别 計 画			年度	年度	年度	年度	年度
計画処理面積 (ha)							
計画処理人口 (人)							
計画汚水量 m^3 /日	家庭汚水	日平均					
	事業場汚水	日平均					
	地 下 水	日平均					
	計	日平均					

注：1 調査－A表、B表及び区域図（縮尺：1/10,000程度）を添付すること。

図の色塗については、次によること。

前々年度・・黒	前年度・・黄	今年度・・赤	次年度・・緑
全体計画・・桃			

- 2 過去2ヶ年分の実績と当年度以降3ヶ年分の計画の、5ヶ年分を記載のこと。
- 3 月別の積上げ等により算出し、その根拠資料は各市町村で保管のこと。
- 4 上段に変更後、下段に変更前の内容を記入すること。
- 5 変更理由を欄外に記載すること。

氏名	課 (課長)	係 氏名	(担当)
電話			
FAX			

様式2（第5関係）

公共下水道接続統計画協議書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり協議します。

記

接続箇所番号				
接続幹線名				
接続箇所地名				
処理分区名				
接続計画	接続管等の構造寸法	別添図面のとおり	同左	同左
	着工予定年月日			
	完了予定年月日			
	計画処理面積 (ha)			
	計画処理人口 (人)			
	計画汚水量 (日平均) (m ³ /日)			
	供用開始予定年月日			

課 氏名(課長) 電話 FAX	係 氏名(担当)
--------------------------	-------------

様式2－1（第5関係）

公共下水道接続変更計画協議書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり変更協議します。

記

		変更後	変更前	変更理由
接続箇所番号				
接続幹線名				
接続箇所地名				
処理分区名				
接続計画	接続管等の構造寸法	別添図面のとおり		
	着工予定年月日			
	完了予定年月日			
	計画処理面積 (ha)			
	計画処理人口 (人)			
	計画汚水量 (日平均) (m ³ /日)			
	供用開始予定年月日			

課 氏名（課長） 電話 FAX	係 氏名（担当）
--------------------------	-------------

千流第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
長野市上下水道事業管理者 様

長野県千曲川流域下水道事務所長

公共下水道接続 $\begin{Bmatrix} \text{計画} \\ \text{変更計画} \end{Bmatrix}$ 協議について（回答）

令和 年 月 日付け 第 号により協議のありましたこのことについては、同意します。（下記条件を付して）

長野県千曲川流域下水道事務所
課 係
氏 名（課長） 氏 名（担当）
電話
FAX

様式3（第6関係）

接続工事承認申請書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

のことについて、下記のとおり申請します。

記

設置箇所番号				
設置幹線名				
設置箇所地名				
処理分区名				
工事計画	マンホール等の構造寸法	別添図面のとおり	同 左	同 左
	着工予定年月日			
	完了予定年月日			

課 氏名（課長） 電話 FAX	係 氏名（担当）
--------------------------	-------------

千流第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
長野市上下水道事業管理者 様

長野県千曲川流域下水道事務所長

接続工事承認について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号により申請のありましたこのことについては、承認します。（下記条件を付して）

長野県千曲川流域下水道事務所
課 係
氏 名（課長） 氏 名（担当）
電話
FAX

様式4（第7関係）

接続工事着手届

令和 第年月日
号

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり届出します。

記

接続箇所番号					
接続幹線名					
接続箇所地名					
接続工事承認番号年月日	令和	年	月	日	第 号
工事着手予定年月日					
工事完了予定年月日					
工事施工業者					

課 氏名(課長) 電話 FAX	係 氏名(担当)
--------------------------	-------------

様式5（第8関係）

接続工事完了届

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり届出します。

記

接続箇所番号					
接続幹線名					
接続箇所地名					
接続工事承認番号年月日	令和	年	月	日	第 号
工事着手年月日					
工事完了年月日					
工事施工業者					

課 氏名（課長） 電話 FAX	係 氏名（担当）
--------------------------	-------------

様式6（第8関係）

接続工事完了検査結果通知書

千流第
令和 年 月 日 号

市町村長 様
長野市上下水道事業管理者 様

長野県千曲川流域下水道事務所長

令和 年 月 日付け 第 号により届けのありました接続工事について、
検査結果を下記のとおり通知します。

記

接続箇所番号	
接続幹線名	
接続箇所地名	
接続工事承認番号年月日	令和 年 月 日 第 号
工事着手年月日	
工事完了年月日	
工事施工業者	
検査年月日	
検査結果	

長野県千曲川流域下水道事務所
課
氏名（課長） 氏名（担当）
電話
FAX

様式7（第9関係）

流域下水道処理開始通知書

千流第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
長野市上下水道事業管理者 様

長野県千曲川流域下水道事務所長

のことについて、下記のとおり通知します。

記

流域下水道名			
処理開始年月日	令和 年 月 日		
処理すべき区域	処理分区		ha
	接続点番号		
処理開始する排水施設の名称及び位置	幹線名		
	位置	起点	
		終点	

注：この通知に当たって、流域下水道処理開始通知区域図（縮尺：1/25,000程度）を添付する。

長野県千曲川流域下水道事務所
課
氏名（課長） 氏名（担当）
電話
FAX

様式8（第10関係）

流域下水道使用開始申請書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

のことについて、下記のとおり申請します。

記

接続箇所番号	
接続幹線名	
処理分区名	
新たに供用（処理）開始する区域	
新たに供用（処理）開始する面積	ha (供用開始累積面積 ha)
供用開始年月日	

注：1 区域図（縮尺：1/2,500程度）を添付すること。

図の色塗については次によることとし、供用開始区域に関連する図面以外は、
色塗の必要はない。

- 1) 下水道法事業認可区域 _____ 桃
- 2) 既に供用開始している処理区域 _____ 黄
- 3) 新たに供用開始する処理区域 _____ 赤

2 様式8-1を添付のこと。

課 氏名（課長）	係 氏名（担当）
電話	
FAX	

様式8－1（9－1）

供用開始区域内容報告書

供用開始年月日		令和 年 月 日						
処理分区名		第1処理分区	第2処理分区	第3処理分区	第4処理分区	第5処理分区	今回計	累計
供用開始区域略称番号								
面積 (ha)								
定住人口 (人)								
件数	小口 (20m ³ /日未満)							
	大口 (20m ³ /日以上 又は500m ³ /月以上)							
	小計							
水量見込	小口 (20m ³ /日未満)							
	大口 (20m ³ /日以上 又は500m ³ /月以上)							
	小計							
地区名								
大口事業所名計画排水量								

注：供用開始区域略称番号とは、その分区内を供用開始年月日毎の経時順に略称するので、例えば須坂第2処理分区の2回目の供用開始では「須坂2－2」のように付する。

様式8－2（第10関係）

流域下水道使用変更申請書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

のことについて、下記のとおり申請します。

記

接続箇所番号	
接続幹線名	
処理分区名	
使用（処理）変更する区域	
使用（処理）変更する面積	ha (供用開始累積面積 ha)
変更前使用（処理）面積	ha (供用開始累積面積 ha)
変更使用開始年月日	
変更前使用開始年月日	

注：1 区域図（縮尺：1/2,500程度）を添付すること。

図の色塗については次によることとし、供用開始区域に関連する図面以外は、色塗の必要はない。

- 1) 下水道法事業認可区域 _____ 桃
- 2) 既に供用開始している処理区域 _____ 黄
- 3) 新たに供用開始する処理区域 _____ 赤

- 2 様式8－1を添付のこと。
- 3 変更理由を欄外に記載すること。

課 氏名（課長） 電話 FAX	係 氏名（担当）
--------------------------	-------------

千流第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
長野市上下水道事業管理者 様

長野県千曲川流域下水道事務所長

流域下水道使用 $\left\{ \begin{array}{l} \text{開 始} \\ \text{変 更} \end{array} \right\}$ について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号により申請のありましたこのことについては、承認します。（下記条件を付して）

長野県千曲川流域下水道事務所
課 係
氏 名（課長） 氏 名（担当）
電話
FAX

様式9（第11関係）

供用（処理）開始の公示内容報告書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり報告します。

記

接続箇所番号	
接続幹線名	
処理分区名	
供用（処理）開始する区域	（供用開始区域略称番号記載のこと）
供用開始協議年月日	
供用（処理）開始の公示年月日	
供用（処理）開始の公示内容	別添「写」のとおり

注： 使用開始協議時に提出した様式8-1の内容に変更が生じた場合、様式9-1として訂正して添付すること。

課 氏名（課長） 電話 FAX	係 氏名（担当）
--------------------------	-------------

区域外流入協議書

第 号
令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり協議します。

記

公 共 下 水 道 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
流 入 予 定 区 域	

注：1 区域内の地名は、町・丁目又は字名まで記入すること。

2 区域外流入の許可申請書の写しを添付すること。

課 氏名 (課長) 電話 FAX	係 氏名 (担当)
---------------------------	--------------

千流第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
長野市上下水道事業管理者 様

長野県千曲川流域下水道事務所長

区域外流入協議について（回答）

令和 年 月 日付け 第 号により協議のありましたこのことについては、同意します。（下記条件を付して）

長野県千曲川流域下水道事務所
課 係
氏 名（課長） 氏 名（担当）
電話
FAX

様式11(第13関係)

使用(処理)開始区域内の水洗化等完了実績報告書

第 号

令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長
長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり報告します。

記

(令和 年度)

		前年度末計	当年度分	累計
水洗化等件数	小口	()	()	()
	大口			
	計			
水洗化汚水見込量	小口			
	大口			
	計			

注: 1 様式11-1を添付のこと。

2 ()内には水洗化人口を記入すること。

課
係
氏名(課長) 氏名(担当)
電話
FAX

様式 11-1

水洗化実績内容報告書

接続幹線名								
処理分区名								
接続箇所番号								
定住人口(人)								
件数	小口(20m ³ /日未満)	()	()	()	()	()	()	()
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)	()	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()	()
水量見込	小口(20m ³ /日未満)	()	()	()	()	()	()	()
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)	()	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()	()
大口事業所名 計画排水量								

- 47 -

接続幹線名								計
処理分区名								
接続箇所番号								
定住人口(人)								
件数	小口(20m ³ /日未満)	()	()	()	()	()	()	()
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)	()	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()	()
水量見込	小口(20m ³ /日未満)	()	()	()	()	()	()	()
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)	()	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()	()
大口事業所名 計画排水量								

注：1 下流、上流処理区に分けて作成するものとし、処理分区名の記入においては処理分区を省略して記入すること。（例：長野下流第1処理分区の場合は「長野下流第1」とする。）

2 最後列に総合計を記入するものとし、() 内は累計とする。

様式12(第26関係)

令和 年度 期分汚水排除量報告書

第 号

令和 年 月 日

長野県千曲川流域下水道事務所長 様

市町村長

長野市上下水道事業管理者

このことについて、下記のとおり報告します。

記

項目		排除量		
		当 期 分	前 期 調 整 分	計
汚水排除量	小 口			
	大 口			
	計			
汚水内訳	家庭排水	小 口		
		大 口		
		計		
	事業場排水	小 口		
		大 口		
		計		

注：1 様式12-1を添付すること。

2 大口とは、20m³/日以上の使用のあるもの、又は、500m³/月以上の使用のあるものが該当し、小口とはそれ以外のものをさす。

3 前期調整分の汚水排除量については、数量算定の根拠資料を添付すること。

課 姓 名 電 話 FAX		係 姓 名 (課長) (担当)	

汚水排除量の内訳調書

注：合計が様式12の当期分と一致すること。

千曲川流域下水道水質保全要領

千曲川流域下水道水質保全要領

第1 趣 旨

この要領は、千曲川流域下水道の水質保全及び下水道施設の機能の保全を図るため、千曲川流域下水道維持管理要綱に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領及び要領に基づき定められた手引きにおいて次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 流域下水道管理者
千曲川流域下水道管理者
- (2) 公共下水道管理者
千曲川流域下水道関連公共下水道管理者
- (3) 下水道管理受託者
流域下水道管理者より千曲川流域下水道の維持管理を委託されている者
- (4) 要綱
千曲川流域下水道維持管理要綱
- (5) 特定事業場等
下水道法第12条の2に定める特定施設を設置する事業場又は条例によって除害施設の設置を義務づけられている事業場
- (6) 悪質下水
汚水排除基準に適合しない汚水
- (7) 処理困難物質
下水道法施行令第9条の4第1項の各号に掲げる物質
- (8) 有害物質
処理困難物質のうち下水道法施行令第9条の4第1項第1号から第27号に掲げる物質
- (9) 共同立入検査
下水道法第13条に基づき公共下水道管理者が行う立入検査に流域下水道管理者及び下水道管理受託者が立会うものとし、流域下水道管理者は、「様式第3号」により確認を行う

第3 事業場排水対策委員会の設置

- 1 この要領を適正に運用するための協議機関として要綱第24の趣旨に基づき、「事業場排水対策委員会」を設置する。
- 2 委員会の規約等については、別に定める。
- 3 事業場排水対策委員会で協議した事項のうち重要な事項は維持管理運営協議会幹事会へ諮るものとする。

- 4 事業場排水対策委員会では次に掲げる事項を協議する。
- (1) 立入検査の標準的な目標
 - (2) 特定事業場等の立入検査計画の調整
 - (3) 流域下水道幹線管渠及び公共下水道管渠への流入汚水調査計画
 - (4) 共同立入検査計画
 - (5) 異常排水判定基準
 - (6) 事業場排水対策の指針となる要領、手引の策定
 - (7) 届出書審査指導に係る指導方法の検討及び届出書類作成案内資料作成
 - (8) 事業場排水の接続促進及び悪質下水流入防止のための広報資料作成
 - (9) 情報交換、技術研修及び調査研究
 - (10) その他要領運用上必要な事項

第4 除害施設の設置等の指導協議

- 1 公共下水道管理者は、下水道法又は公共下水道条例に基づき除害施設を設置する事業者からBOD又はSSの1日当たりの負荷量が300kgを超える高負荷有機性排水若しくは処理困難物質含有排水に係る届出を受理した場合は必要に応じて流域下水道管理者に協議するものとする。
- 2 流域下水道管理者は、前項の協議があった場合は届出内容の審査及び事業場内の除害施設の調査等に協力するものとする。

第5 立入検査結果の報告

公共下水道管理者は、特定事業場等の立入検査結果について、実施した月の翌月末までに「様式第1号」により流域下水道管理者へ報告するものとする。

第6 特定事業場等の立入検査計画の報告

公共下水道管理者は、事業場排水対策委員会の協議に基づき年間の特定事業場等立入検査計画を定め、毎年4月末日までに「様式第2号」により流域下水道管理者に報告するものとする。

第7 行政指導の手引

公共下水道管理者及び流域下水道管理者は、汚水の排除が不適正に行われている場合には、「汚水排除不適正事業場に対する行政指導の手引」によりその改善を指示するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 千曲川流域下水道上流処理区水質保全要領及び千曲川流域下水道下流処理区水質保全要領は平成12年12月31日をもって廃止する。
- 2 この要領は、平成13年1月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成23年2月18日から適用する。
- 4 この要領は、平成27年4月1日から適用する。
- 5 この要領は、令和元年6月1日から適用する。

(様式第1号)

令和 年度 特定事業場等立入検査報告書（令和 年 月）

1 立入検査の状況

2 事業場数

注：「2 事業場数」に計上する事業場について、2以上の特定施設を有する特定事業場は、1つの業種のみ計上するものとし、公共下水道管理者でその計上先を判断することが困難な場合は、水質汚濁防止法施行令別表第1の最も小さい番号の特定施設（業種）として、計上すること。

なお、同表第1（特定施設）の一覧が「下水道法による特定施設届出のしおり（黄本）」に記載してあるので、参考にすること。

(様式第2号)

令和 年度 特定事業場等立入検査計画書

立入検査区分			対象事業場数	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		合 計	
特定事業場	有害物質排出	50m ³ /日以上		一般	水質	一般	水質	一般	水質	一般	水質	一般	水質
		50m ³ /日未満											
	その他	50m ³ /日以上											
		50m ³ /日未満											
	その他の事業場	1000m ³ /月以上											
		1000m ³ /月未満 500m ³ /月以上											
		500m ³ /月未満											
合 計													

注：1 処理困難物質のうち、有害物質とそれ以外の処理困難物質を同時に排出する事業場は有害物質排出事業場として計上すること。

2 その他の事業場は、特定事業場には該当しないが条例によって除害施設の設置を義務づけられている事業場をいう。

(様式第3号)

令和 年度 特定事業場等共同立入検査確認票

千曲川流域下水道事務所

検査年月日		処理分区			
事業場名		所在地			
立入者		事業場 立会者			
特定施設番号		排除先 排除量	公共河川	公共下水道	
特定施設等の内容 (除害施設の内容)			平均 最大	$m^3/日$	平均 最大
確 認 項 目	チェック欄	備 考			

申請書類

- ・特定施設等に係る届出をおこなっているか（公共下水道使用開始届、特定施設設置届、特定施設使用届等）
- ・その他

特定施設等の状況（特定施設 or 除害施設）

- ・使用状況（用途、使用時間等）
- ・設置台数
- ・維持管理状況
- ・施設の維持管理記録
- ・維持管理頻度
- ・有害物質、汚泥等の処理状況
- ・その他

水源及び下水排除の状況

- ・使用水の状況
(上水道、地下水、その他の水源)
- ・水質管理責任者を選任しているか
- ・自主排水検査の実施状況
(検査頻度、最近の検査結果等)
- ・水質記録を保管しているか
- ・採水場所
- ・排水系統（排除先）
- ・その他

特記事項

事業場排水対策委員会設置規約

(目的)

第1 この規約は、水質保全要領第3の規定に基づき、事業場排水対策委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めたものである。

(組織)

第2 委員会は、別表に定める構成員をもって構成する。

(役員)

第3 委員会は、次の役員を置くものとする。

- | | | |
|----------|----------------------------------|------------------|
| (1) 委員長 | 長野県千曲川流域下水道事務所 | 上流施設課長 |
| (2) 副委員長 | 長野市上下水道局下水道施設課
長野県千曲川流域下水道事務所 | 水質担当係長
下流施設課長 |

2 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の開催)

第4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を代表して委員会の議長を務める。

(事務局)

第5 委員会の事務を処理するため、事務局を千曲川流域下水道事務所内に置く。

(補足)

第6 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成23年2月18日から施行する。
- 3 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、令和元年6月1日から施行する。

別 表

事 業 場 排 水 対 策 委 員 会 構 成 員

役員名	所 属	職 名
委員長	長野県千曲川流域下水道事務所	上流施設課長
副委員長	長野市上下水道局下水道施設課	水質担当係長
	長野県千曲川流域下水道事務所	下流施設課長
委 員	長野市	下水道担当係員
	須坂市	下水道担当係長 下水道担当係員
	千曲市	下水道担当係長 下水道担当係員
	坂城町	下水道担当係長 下水道担当係員
	小布施町	下水道担当係長 下水道担当係員
	高山村	下水道担当係長 下水道担当係員
	長野県千曲川流域下水道事務所 (事務局)	担当係長 担当係員